

⇨ 永年勤続者に対する金品の支給

Q : 当社の使用人のうち永年勤続者に対して金品を支給した場合、給与として課税されますか？

A : 一定の要件を満たせば、給与として課税されないこととなっています。

【解説】

永年勤続した役員・使用人が表彰により受ける経済的利益は現物給与という側面と、世間一般で行われている行事における一種の儀礼的な給与という側面もあるといえ、このようなものについてまで課税することは、社会通念上適当でないと考えられ、下記の要件のいずれにも該当するものについては課税されないこととなっています。

1. その利益の額が、その役員又は使用人の勤続期間等に照らして、社会通念上相当と認められること。
2. その表彰が、おおむね10年以上勤務した者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

ただし、これらの表彰に当たり金銭で表彰金を支給した場合、又は同一の永年勤続者の表彰につき社内表彰規定等により均一に行われない場合には全て給与等として課税されることとなります。

また、クルーガーランド金貨のように投機または利殖の対象とされるようなものは永年勤続の記念品としてなじまないため、このようなものを支給するときは、その支給時に給与等として課税されることとなります。

